

船舶事故調査報告書

平成26年12月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年7月8日 05時00分ごろ
発生場所	高知県大月町 ^{すおうがた} 周防形漁港南方沖 大月町所在の古満 ^{こまめ} 目崎灯台から真方位073° 2,300m付近 （概位 北緯32° 47.4′ 東経132° 43.2′）
事故調査の経過	平成26年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{たか} 貴丸、0.5トン KO3-29662（漁船登録番号）、個人所有 4.68m (Lr) × 1.67m × 0.63m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成8年2月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月25日 免許証交付日 平成24年3月21日 （平成29年11月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成26年7月8日04時20分ごろ周防形漁港を出港し、04時30分ごろ周防形漁港南方約100m地点において手釣りを行って漂流していた。 僚船船長は、04時30分ごろ出港し、もう1隻の僚船と共に、周防形漁港南方約300mの消波ブロック（以下「本件ブロック」という。）の内側から沖に出たり入ったりして釣りを行っていた。 僚船船長は、本件ブロックの東方沖約100mにある ^{ほとけぼえ} 佛磐南方10m付近で船首を北方に向け、本船及びもう1隻の僚船と共に漂流して釣り中、南方の沖合から寄せる約4mの高さのうねりを認め、本件ブロック内に待避して振り返ったところ、05時00分ごろ、本船が船尾から、もう1隻の僚船が船首からそれぞれうねりを受け、本船が

	<p>左舷側に一瞬にして転覆するのを認めた。</p> <p>僚船船長は、うねりの合間を見ながら本船に接近し、本船近くで泳いでいる船長を認めてロープを投げ、船長がロープを受け取って本船の船外機に結んだので、ロープの一端を僚船のたつに巻き付けて引っ張ろうと思い、前進させたところ、僚船が反動でひっくり返りそうになるとともに、ロープがほどけたのを認めた。</p> <p>船長は、転覆してから約2～3分後、2回目のうねりで佛箸に本船と共に打ち上げられ、その約1～2分後、3回目のうねりにより佛箸の上部に上り、更に約1～2分後、4回目のうねりにより本船と共に海中に没し、姿が見えなくなった。</p> <p>僚船船長は、船長の姿が見えなくなったので、すぐに漁業協同組合へ電話連絡し、消防署への連絡を依頼した後、携帯電話に登録していた警察署へ連絡した。</p> <p>船長は、海上保安庁等による捜索中、13時30分ごろ海岸に漂着しているところを発見され、救急車により病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因は、溺水と検案された。</p> <p>本船船体の一部、クーラーボックス及び救命胴衣は、海岸に打ち上げられたが、本船は発見されなかった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約10m/s、視界 良好 海象：うねり波向 南、波高 約4m、水温 約23℃ 日出時刻：05時05分ごろ</p> <p>大月町には、平成26年7月7日10時10分に波浪注意報（有義波高3.0m以上に達すると予想される場合）が発表され、本事故当時、同注意報は継続中であった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故発生場所付近（佛箸）は、ふだん、約10隻がかます漁を行っていたが、本事故当時は、天候が悪かったので、本船及び僚船ほか1隻が出漁していた。</p> <p>かます漁は、船尾に設置している魚群探知機で魚影を探し、漂泊して手釣りにより行われていた。</p> <p>本事故発生場所付近は、水深が浅く、本事故当時、台風8号の影響による約4mのうねりが寄せていたが、本件ブロックの内側にはうねりは入っておらず、僚船船長は、大きなうねりを認めると、本件ブロックの内側に避難していた。</p> <p>船長の健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、本船に救命胴衣は積んでいたものの、発見時、救命胴衣は着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>あり</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、周防形漁港南方沖の佛簀において、台風の影響で波高約4mのうねりが寄せる状況下、釣りで漂泊中に船尾から同うねりを受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、転覆した際に本船から投げ出され、僚船が救助作業中、うねりにより佛簀に本船と共に打ち上げられた後、海中に没し、溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、本船が、周防形漁港南方沖の佛簀において、台風の影響でうねりが寄せる状況下、釣りで漂泊中に船尾から波高約4mのうねりを受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び海象情報、船舶の^{たん}堪航性を考慮し、出漁の可否は適切に判断すること。 ・ 救命胴衣等の着用を徹底するとともに、適切な着用を心掛けること。 ・ 文献（操船通論 本田啓之輔著 平成23年株式会社成山堂書店）によれば、小型船が荒天のため続航が困難な場合、船首からシーアンカーを投入して船首を風浪に立て、海水の打ち込みを防ぐことが望ましい。